

十九八	七八六	五四	三二一	○財務省令 国債の発行等に 関する告示第 三十六号
償還期限	發行価格	振替額及 最低額面単 位	發行方法	用振替の法 律等項及び 法の根柢と その適性
平成二十九年一月二十日	厘額一百八十円につき百円七錢三	平成二十九年一月二十日より最振も額口の面座と金簿	千円額引面受金額で一兆二千五百九十五億	社債、株式等の振替による借換えのための法律(平成二十三年法律第七十五号)。
平成二十九年一月二十日	平成二十九年一月二十日	平成二十九年一月二十日より最振も額口の面座と金簿	引銀機関を用いて振替を行なはる。日本銀行とし、そのための法律(平成二十三年法律第七十五号)。	特例別会計に關する法律(平成二十三年法律第四十号)。

國庫短期証券(五百八十三回) 財務大臣 麻生太郎

十  
三  
二  
一

払 場 元 償  
込 所 金 還  
期 支 金  
日 払 額

平 日 額 償 当 た  
成 本 面 還 た だ  
二 銀 金 金 る し  
十 行 額 を と 、  
八 百 支 き 償  
年 円 払 は 還  
一 に う 、 期  
月 つ 。 そ が  
二 き の 銀  
十 百 翌 行  
日 円 営 休  
業 業  
日 日  
に に